

令和5年8月9日
危機対策課原子力安全対策室
室長 小坂 幸生
県庁内線 4310
外線直通 076-225-1465

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への 連絡基準に係る覚書」に基づく連絡について

昨晚、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」に基づき、「連絡区分Ⅲ」に該当する事象として、下記のとおり連絡があった。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参考：北陸電力HP <https://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

記

志賀原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機1 台の燃料油漏えいについて

- ・昨日（8月8日）、志賀原子力発電所1号機において非常用ディーゼル発電機3台のうち1台の定期運転試験を行っていたところ、燃料油（軽油）が漏えいしていることが確認された。

→非常用ディーゼル発電機

：発電所外からの電源供給が停止した際、原子炉の冷却を継続するための水を循環させるポンプを稼働させるための発電機

- ・本事象による外部への放射能の影響はない。
- ・漏えい量は約27リットル。現在漏えいは止まっている。
- ・原因は燃料油配管のガスケットに割れがあったため。
- ・北陸電力は今後ガスケットを新品に交換する予定。

→ガスケット：配管接続部に密封性をもたせるために用いる部材

志賀原子力発電所 1号機 非常用ディーゼル発電機

燃料油配管からの燃料油の漏えいについて

志賀原子力発電所 1号機（第 13 回定期検査中）において、2023 年 8 月 8 日（火）15 時頃、非常用ディーゼル発電機^{※1} B号機の定例試験中に、ディーゼル機関の燃料油配管から燃料油（軽油）が漏えいしていることを確認しました。

当該機関の停止により燃料油の漏えいは停止しました。また、漏えいした燃料油（約 27 リットル）は漏えい拡大防止の区画内に収まっており、適切に回収しました。

本事象による外部への放射能の影響はありません。（8 月 8 日連絡済み）

その後の調査の結果、燃料油配管のガスケット^{※2}に割れがあり、これにより燃料油が漏えいしたことを確認したため、当該ガスケットを取り替え、復旧しました。

ガスケットに割れが発生した原因は、ディーゼル機関の運転による振動等に伴いガスケットの片側の取付ボルトが徐々に緩み、ガスケットにかかる押付けの力に偏りが生じたことに伴い、ガスケットに引張力が加わったことによるものと推定しています。

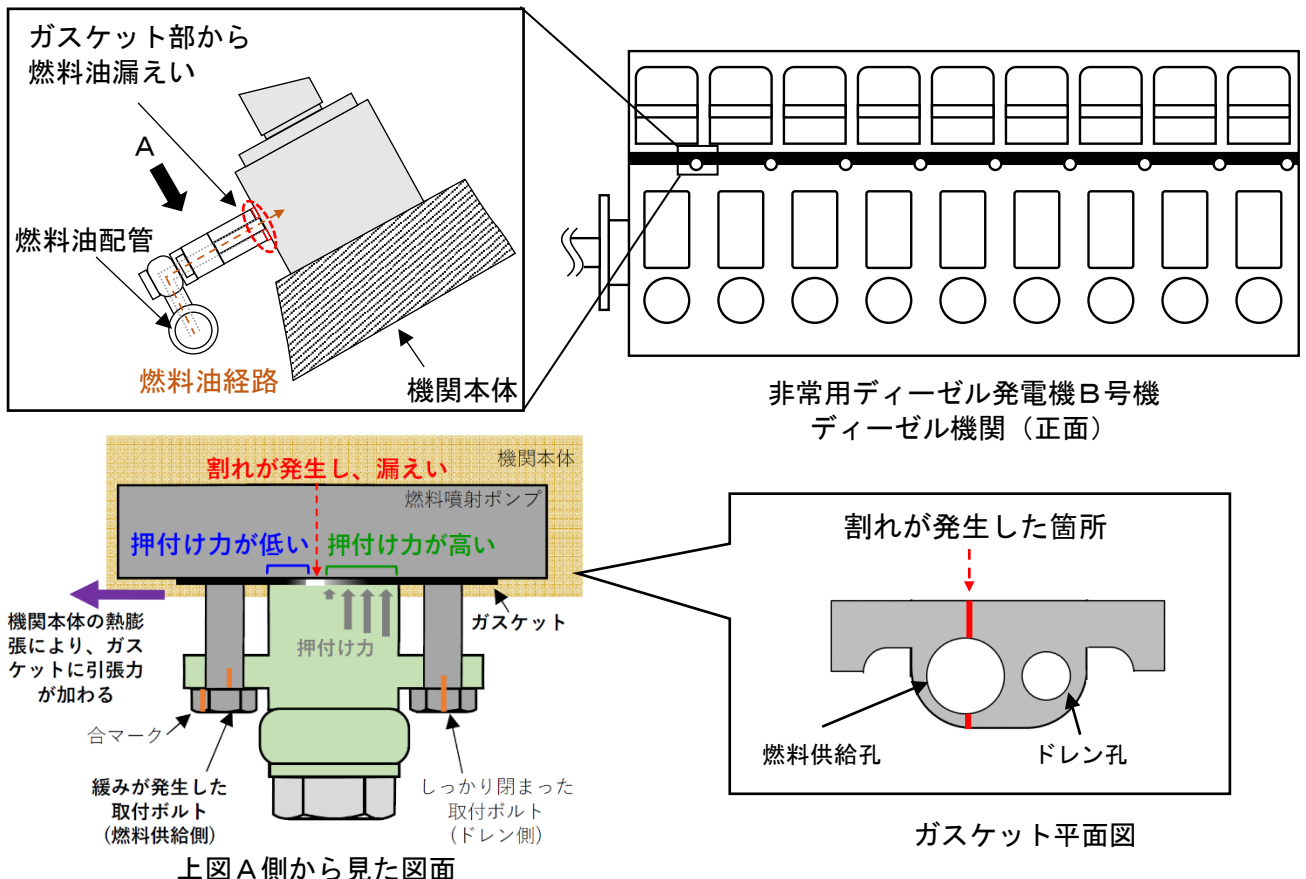
今後は、非常用ディーゼル発電機の運転前に取付ボルトに緩みがないことを確認し、再発防止に努めてまいります。

※1 非常用ディーゼル発電機：

発電所の外部電源喪失時に所内への電源を供給するためのディーゼル機関駆動の非常用発電機

※2 ガスケット：

構造に密封性をもたせるため、配管接続部に設置する部材



非常用ディーゼル発電機 燃料油配管概略図